

廃棄物処理計画における産業廃棄物の排出量等の目標値の見直し（案）について
【産業廃棄物関係】

平成 17 年 9 月 26 日
生活環境部環境保全領域

1 経緯

現在、平成 12 年 12 月に策定した県の新長期総合計画である「うつくしま 21」重点施策体系の見直し作業を行っており、その中で施策の達成度を測る指標「産業廃棄物減量化・再生利用率（目標年次：2010年）」を設定することとしている。

同計画の見直しの手続上、12月議会と同計画を審議・議決の予定であるため、本日の環境審議会でご当該指標の審議をお願いすることになった。

2 産業廃棄物の排出量等の目標値の見直し（案）

(1) 実態調査結果の予測値と現計画の目標値との比較

平成 16 年度の廃棄物実態調査の結果、平成 22 年度における再生利用・減量化率が 92%、最終処分率が 8%になると予測され、それぞれ目標値に 1%及ばないと予測される。

(2) 新たな排出量増加の要因による予測値と実態調査の予測値との比較

今後、県内においては、自家発電用大型ボイラーの建設によるばいじんや高度成長期に設置された建物等の解体等による建設廃棄物（がれき類、木くず等）の発生が見込まれるが、平成 16 年度の廃棄物実態調査には含まれていない。

このことから、これらの要因を加味すると、平成 22 年度における再生利用・減量化率及び最終処分率は、それぞれ予測値と同じ 92%と 8%になると予測され、それぞれの目標値に 1%及ばないと予測される。

(3) 産業廃棄物の排出量等の目標値（案）

今後の排出抑制・再生利用等の施策や「産業廃棄物税条例」（平成 18 年 4 月施行）の効果等を踏まえ、平成 22 年度における排出量で 4%、最終処分量で 14%削減する目標値を設定することとし、「産業廃棄物減量化・再生利用率（目標年次：2010年）」の目標値は、93%と設定したい。

なお、国では、廃棄物処理法に基づき定めた基本方針において再生利用・減量化率は、93%、最終処分率は 7%に設定している。

おって、排出量、再生利用・減量化量及び最終処分量の目標値については、今後の環境審議会第 2 部会において審議していただくこととしたい。

産業廃棄物の排出量、再生利用・減量化量及び最終処分量の目標値（単位：千ト）

年度	項目	現計画の目標値	実態調査結果の予測値	実態調査結果に新たな要因を加味した予測値①	見直し計画の目標値②	②/①
22	排出量	7,240 (100%)	8,514 (100%)	8,862 (100%)	8,514 (100%)	0.96
	再生利用・減量化量	6,740 (93%)	7,857 (92%)	8,172 (92%)	7,918 (93%)	0.97
	最終処分量	500 (7%)	657 (8%)	690 (8%)	596 (7%)	0.86

注：排出量＝再生利用・減量化量＋最終処分量

産業廃棄物排出量の処理計画の目標値、実態調査結果等の比較

平成17年9月26日

産業廃棄物対策グループ

1 前提条件

(1) 福島県廃棄物処理計画（平成14年3月策定）

平成17年度、平成22年度は目標値。その他の年度は目標値から一次関数で算出。

(2) 平成16年度廃棄物実態調査結果

実態調査の結果からの各年度の排出量の予測値。

(3) 個別増加要因加味今後予測

①ばいじん・・・個別企業への予測照会。平成17年度時点で330千トンの増加、平成22年度時点で254千トンの増加。

②建設廃棄物・・・建設省の予測。平成22年度において、平成12年度に比較して55%増加。

平成12年度の建設木くず、がれき類の数値1,719千トンに55%を乗じた量945千トンが一次関数で94千トンずつ22年度まで増加。

2 比較の結果

(単位:千トン)

